

第44回“川の都”かみごおり川まつり（花火大会）

出店者（一般露店）募集要項

- 1 出店者募集概要
- 2 申請から出店までのスケジュール
- 3 出店に関する留意事項
- 4 出店者募集要項

川まつり実行委員会イベント部会事務局

1 出店者募集概要（一般）

第44回“川の都”かみごおり川まつり（花火大会）会場内において、露店出店者を募集します。出店を希望される方は、この出店者募集要項による出店条件をご確認のうえ申請してください。

- (1) 開催日 令和8年7月25日(土)
- (2) 出店時間 16時00分～20時30分 ※完全撤収：21時00分
- (3) 出店場所 千種川左岸親水公園内指定エリア
(露店エリア/キッチンカーエリア)

(4) 募集予定数 合計60店舗（1営業許可につき1区画のみ）

- ① 飲食店（保健所の営業許可必要） : 30店舗
- ② キッチンカー（保健所の営業許可必要） : 10店舗
- ③ 上記①以外の営業許可が不要なもの : 20店舗

※飲食以外の店舗に偏ることを防止するため上記を基本とするが、申請件数が募集店舗数に満たない場合はこの限りではない。

※観光協会ブース、PRブースに出店する場合は対象外とする。

(5) 出店協賛金 25,000円

※出店者は、かみごおり川まつりの開催に協賛する意思を有し、露店出店を含むまつりの開催に係る経費に充てられることを了承のうえ支払うものとする。

(6) 出店区画 ※1営業許可につき1区画のみ

- ① (4)①・③による出店 間口4.0m×奥行2.0m
- ② (4)②による出店 間口8.0m×奥行2.0m

(7) 申請資格

西播磨4市3町又は備前市内に、住所を有する個人、又は本店を有する法人。

※西播磨4市3町：相生市・赤穂市・たつの市・宍粟市・太子町・佐用町及び上郡町

(8) 申請期間 令和8年5月29日(金)～6月19日(金)17時必着

(9) 申請方法 下記のいずれかの方法

① 持参・郵送による申請

上郡町ホームページ「第44回”川の都”かみごおり川まつり 露店出店者募集のお知らせ」から申請様式をダウンロードし、必要事項を記入し必要書類を添えて、下記の事務局まで直接持参または郵送(簡易書留)で提出してください。

② インターネットによる申請

下記の URL または QR コードから申請フォームにて申請してください。

URL:<https://logofrm.jp/form/Uexo/1593236>

QR コード:



(10) 出店者及び出店場所の決定

申請件数が募集店舗数を超えた場合、第三者の立会いのもと厳正なる抽選を行い、主催者により出店者及び出店場所を決定します。

抽選結果は、令和8年6月30日(予定)にお知らせします。

(11) 事務局 川まつり実行委員会イベント部会事務局

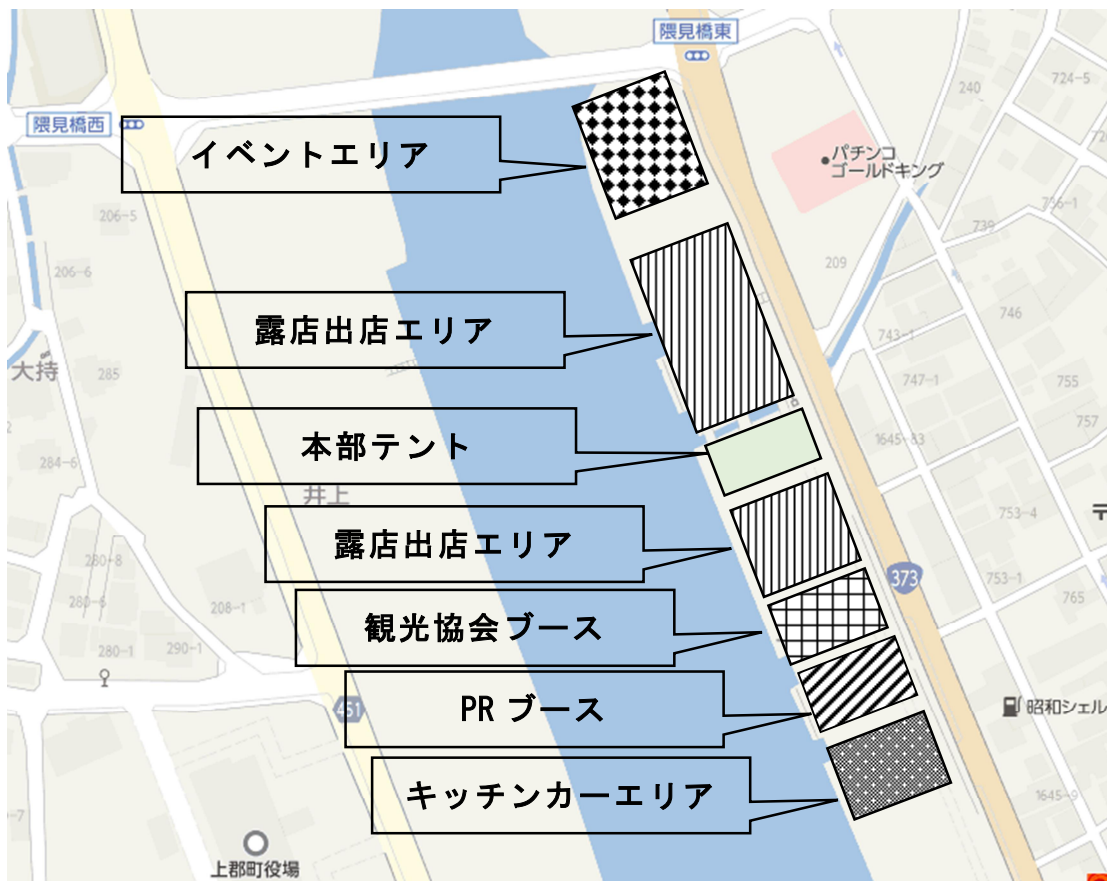
(上郡町役場地域振興課内)

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

TEL: 0791-52-1162 / FAX: 0791-52-3293

E-mail: chiiki@town.kamigori.lg.jp

(12) 出店場所（予定）※各区画の出店数により変更する場合があります。



2 申請から出店までのスケジュール

■申請資格の確認・保健所への確認



■出店申請

令和8年5月29日（金）～6月19日（金）



■出店者及び出店場所の決定

令和8年6月26日（金）までに主催者により決定
令和8年6月30日（火）抽選結果通知（予定）



■出店協賛金のお支払い（振込・持参）

令和8年7月1日（水）～7月10日（金）



■出店許可証の交付

令和8年7月23日（木）17：00までに
町役場までお越してください



■出店期日

令和8年7月25日（土）
※当日、警察による出店申請者と営業補助者の本人確認を行います。

3 出店に関する留意事項

(1) 営業許可について

食品を調理・販売する出店者は、食品衛生法に基づく露店の営業許可を持つ者としてします。(臨時出店届による出店は認めません。)

【露店の場合】兵庫県健康福祉事務所(保健所)の営業許可が必要です。神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市及び兵庫県外で交付されたものは、上郡町では営業の対象外ですのでご注意ください。

【上郡町を管轄する健康福祉事務所】

兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所(保健所)
赤穂市加里屋 98-2 TEL: 0791-43-2937

(2) 提出書類等について

① 出店申請

ア 出店申請及び誓約書【様式1】

※申請書提出後の出店申請者の変更は認めません。販売品目は、営業許可の範囲内の品目とします。

イ 露店の営業許可証の写し

※「飲食(保健所の営業許可が必要なもの)」で申請される方は、必ず兵庫県健康福祉事務所(保健所)発行の露店営業の許可証の写しを提出してください(保健所に申請中の方は、保健所の受付印等で申請中であることが確認できるもので可とします)。ただし、営業許可証と申請者の名義が異なる場合は不可とします。

ウ 本人確認書類【様式2】

※健康保険資格確認書など、顔写真がない身分証明書の場合は、顔写真を添付してください。

エ 住民票の写し(身分証明書で住所が西播磨地区及び備前市であることが確認できない者のみ)

オ 登記事項証明書の写し(法人の場合のみ:発行3か月以内)

② 当選後 ※提出期限にご注意ください

ア 露店等の開設届出書(火気を使用する場合) 7月10日(金)必着

イ 露店の営業許可証の写し(出店申請時、保健所に申請中であつた者のみ) 7月17日(金)必着

ウ 出店協賛金振込明細書貼付シート(振込による納付のみ) 7月17日(金)必着

(3) 出店に係る資機材について

主催者は、出店のための資機材は一切用意しません。出店に必要なガス、テント等の資機材は出店者でご用意ください。

ア 露店出店エリア

提供電源は1区画につき最大300Wです。申請書には使用予定電力量を正確に記載してください。300Wを超える電力が必要な場合は、各自で発電機をご用意ください。

規定を超過した使用により、全体の電源供給に支障（ブレーカー遮断等）をきたし、他の出店者に損害を与えたと主催者が判断した場合、当該出店者に対し損害賠償を請求させていただくことがございます。発電機使用時の安全管理および騒音・排気対策は各出店者の責任において徹底してください。

イ キッチンカーエリア

電源については、主催者では用意いたしません。電気を使用する場合は発電機等をご持参ください。

(4) 火気・衛生について

発電機、火気等を使用する店舗は、必ず消火器を常時配備してください。飲食店舗は、必ず消毒液を常時配備してください。

4 出店者募集要項

1) 基本事項

“川の都”かみごおり川まつりを支える一員として、法令を遵守することはもちろん、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心掛けてください。

公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、及びこの要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。

なお、従わない店舗には、開催中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その場合、いかなる場合においても出店協賛金は返金しない。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合がある。

2) 出店商品・販売

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないこと。
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、十分に注意すること。
- (2) 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とすること。
- (3) 主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合がある。

3) 出店申請

- (1) 1 営業許可につき 1 区画のみの申請とする。ただし、営業許可を要しない品目での出店は、1 申請者につき 1 区画の申請とする。複数の申請をした場合は、その全てを無効とする。
- (2) 未成年者による申請は不可とする。
- (3) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせ、確認すること。
- (4) 出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出すること。
- (5) 営業補助者に変更が生じたときは、令和 8 年 7 月 15 日 (水) までに速やかに届け出ること。届けを出さずに営業補助者の変更は認めない。
- (6) 申請者多数の場合は、主催者により厳正なる抽選を行い、出店者及び出店場所を決定する。
- (7) 申請後、出店することができなくなった場合は、速やかに辞退を申し出ること。当選後、正当な理由なく辞退した場合は、翌年度以降の出店を認めないものとする。
- (8) 申請時において、粗暴又は乱暴な言動をしたり、事務局に対して不安を与えるような行為が認められるときは、事務局判断において申請を拒否する場合がある。

4) 出店許可の取消し等

- (1) 下記に該当する場合は、当選を取り消し、出店を許可しない。なお、既に出店協賛金を納付済みであった場合でも返金しない。
 - ① 書類に不備がある場合（修正等に応じない場合及び期日までに修正できない場合）
 - ② 別途指定する期日 (7 月 10 日) までに出店協賛金の納付がない場合
 - ③ 露店等の開設届出書の提出がない場合（火気を使用する露店に限る）
 - ④ 自己（申請者）及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者

等が暴力団密接関係者であると判明した場合

⑤ その他出店を認めない事由が発生した場合

(2) 出店許可の取り消し等により、出店店舗数が募集予定数に達しなくなった場合でも、追加募集はしない。

5) 出店区画

かみごおり川まつりにおいては、主催者が「露店エリア」「キッチンカーエリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定する。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止する。万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は苦情等を一切受け付けない。

【露店エリア・キッチンカーエリア】

- ① 露店エリアの出店区画は間口 4.0m×奥行 2.0m、キッチンカーエリアの出店区画は間口 8.0m×奥行 2.0mとする。
- ② 出店区画以外のスペースを利用することは禁止する。
- ③ 資機材等ストックエリアは設置しない。出店区画以外での資材等の保管は禁止する。
- ④ 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行うこと。
- ⑤ 備品及び商品の保全是出店者が行うこと。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負わない。

6) 店舗運営

(1) 主催者が、かみごおり川まつりの開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従うこと。

(2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、下記の時間帯に行うものとし、主催者の指示を遵守して行うこと。なお、下記の時間帯以外の車両の乗り入れは禁止する。

※開催中、会場周辺で交通規制が行われるので、規制状況をよく確認すること。

搬 入：7月25日(土) 13:00~16:00

搬 出：7月25日(土) 20:30~21:00

撤収完了：7月25日(土) 21:00 厳守

(3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負わない。

- (4) 飲酒、周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止する。
- (5) 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止する。
- (6) 撤収完了時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつりの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従うこと。
- (7) 喫煙は喫煙スペースのみとする。
- (8) 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示すること。
- (9) 出店日当日、警察・消防立会いのもと実施する現場確認に協力すること。

7) 出店者の責任・保証

- (1) 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- (2) 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。衛生管理などについては、出店者の責任において対応すること。
- (3) 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- (4) 主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従うこと。
- (5) 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
- (6) 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しない。
- (7) 調理、飲食により発生した汚水・ゴミは出店者各自が持ち帰ること。
- (8) 各出店者は、その責任において必要な保険に加入するなど、出店により生じた第三者への損失補償に備えること。

8) 衛生・原状回復

- (1) 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指示に従うこと。
- (2) 出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さなどを廃棄しないこと。

- (3) 出店者は、会場施設を汚さぬよう十分注意し、出店区画周辺に油・飲料等による床汚れが生じないように処置すること。また、販売商品は必ず容器等に入れて販売し、会場周辺が汚れないようにすること。
- (4) かみごおり川まつり終了後は、出店区画及び周辺の清掃・出店区画の原状回復を行うこと。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃すること。
- (5) 出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復すること。

9) 出店協賛金、営業補償

- (1) 出店協賛金は、金 25,000 円とし、別途指定する期間中（7月1日～7月10日）に、別途指定口座への振込み又は事務局へ持参すること。なお、振込に係る手数料については、申請者の負担とする。
- (2) 協賛金入金後は、返金しない。ただし、気象状況、地震等の災害の発生などにより、主催者がかみごおり川まつりの開催を中止した場合は、金 25,000 円を返金する。
- (3) 気象状況、地震等の災害の発生などにより、主催者が営業時間を変更した場合は、出店協賛金は返金しない。
- (4) 出店者の都合により出店しない場合、出店協賛金は返金しない。
- (5) 上記の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行わない。また、営業物品その他の買取なども一切行わない。
- (6) 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店協賛金は返金しない。また、出店に関する損害も補償しない。

10) 暴力団排除

- (1) 兵庫県暴力団排除条例及び上郡町暴力団排除条例を遵守すること。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力すること。
- (2) 兵庫県暴力団排除条例及び上郡町暴力団排除条例に基づいて、出店を決定した後であっても、これを取消し、出店を断る場合がある。
- (3) 自己（申請者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員

- ② 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ③ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を提供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (4) 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出ること。

11) 火気器具の使用

- (1) 発電機やガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に消火器を設置すること。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておくこと。
- (2) ガソリンの貯蔵・取扱は次の留意事項を厳守して慎重に取り扱うこと。また、開店前に給油を行い、原則出店中に給油は行わないこと。
 - ① 『ガソリン携行缶』から給油するときは、エア調整ネジを緩め、缶内の圧力を抜くこと。
 - ② 『ガソリン携行缶』は、高温の所に置かないこと。
 - ③ コンロなど火気の近くでは絶対に取り扱わないこと。
 - ④ 発電機等に給油するときは、必ずエンジンを止めること。
 - ⑤ 直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。
- (3) ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。
- (4) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは2 m以上離して管理すること。
- (5) カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため、使用にあっては取扱説明書を確認して適正に取り扱うこと。
- (6) 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用すること。

12) 駐車場

出店関係車両は、1店舗1台に限り主催者が指示する場所に駐車すること。
ただし、2t車を上限とする。

13) その他

本募集要項に補足の必要が生じた場合は、上郡町HPに適宜、掲載する。